

# セルズソフト

## 法改正・料率変更操作のご案内

- 平成28年4月 -

### 目次

- 「台帳」の保険料等の変更操作
- 「Cells給与」の保険料等の変更操作
- 健康保険標準報酬上限等級の追加、標準賞与額の上限改定について
- 「台帳」雇用保険高年齢免除の該当者抽出

### - 平成28年春の法改正概要 -

#### ○平成28年3月分（4月納入告知）健康保険料率の改定

平成28年3月分（4月納入告知）から都道府県別の健康保険料率が改定されます（40都道府県で変更）。介護保険料率に変更はありません。

#### ○平成28年度子供子育て拠出金1.5→2/1000 に引き上げ

#### ○健康保険の標準報酬等級上限の追加、標準賞与額の上限引き上げ

健康保険の標準報酬月額の高等級（47級・121万円）の上に3等級が追加されることになり、毎月の給与総額が1,235,000円以上の方が影響を受けます。また標準賞与額の上限が540万円から573万円に引き上げられます。

#### ○平成28年度雇用保険料率引き下げ

平成28年4月より雇用保険料率を労使料率ともに1/1000ずつ引き下げとなります。

#### ○傷病手当金、出産手当金の支給額算定方法の変更

平成28年4月より傷病手当金・出産手当金の給付額の計算方法が変更となります。

【変更前】「休んだ日の標準報酬月額」÷30日 × 2/3

【変更後】「支給開始日以前の12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額」÷30日×2/3

#### ○通勤手当の非課税限度額が15万円に引き上げ

平成28年1月からの定期代の非課税上限が10万円から15万円に引き上げられます。

## 台帳：健康保険料変更（平成28年3月納入告知分～）

### 都道府県別健康保険料率

北海道	50.75	滋賀県	49.95
青森県	49.85	京都府	50.00
岩手県	49.65	大阪府	50.35
宮城県	49.80	兵庫県	50.35
秋田県	50.55	奈良県	49.85
山形県	50.00	和歌山県	50.00
福島県	49.50	鳥取県	49.80
茨城県	49.60	島根県	50.45
栃木県	49.70	岡山県	50.50
群馬県	49.70	広島県	50.20
埼玉県	49.55	山口県	50.65
千葉県	49.65	徳島県	50.90
東京都	49.80	香川県	50.75
神奈川県	49.85	愛媛県	50.15
新潟県	48.95	高知県	50.50
富山県	49.15	福岡県	50.50
石川県	49.95	佐賀県	51.65
福井県	49.65	長崎県	50.60
山梨県	50.00	熊本県	50.50
長野県	49.40	大分県	50.20
岐阜県	49.65	宮崎県	49.75
静岡県	49.45	鹿児島県	50.30
愛知県	49.85	沖縄県	49.35
三重県	49.65		

健康保険料率に変更となる都道府県（40都道府県）の該当事業所は、ソフト内で変更の操作が必要となります。

セルズソフト（台帳,Cells給与）ではバージョンアップ等で社会保険料率の変更はおこなっていません。

※台帳、Cells給与で登録する労使折半料率（/1000）です。  
※■は料率変更があった都道府県です。



### 台帳での健康保険変更操作

台帳MENU(起動画面)から事務所情報他ボタン→パターン料率で使用しているパターン料率を変更していきます。

「現在→旧」ボタンで旧料率に変更する前の現在料率がコピーされます。現在料率を変更後の健康保険料率に手入力してください。備考欄に適宜、都道府県名や適用年月を入力して管理してください。

### 子供子育て拠出金もお忘れなく！（H28/4～）

平成28年度子供子育て拠出金 **1.5→2/1000** に引き上げとなります。こちら併せて変更しておきましょう。

## 台帳：平成28年度雇用保険料率

雇用保険料率	確定		概算		本人		会社	
	13.5	11	15.5	13	4	7	5	8
1 一般の事業	13.5	11	15.5	13	4	7	5	8
2 農林水産/清酒製造の事業	15.5	13	16.5	14	5	9		
3 建設の事業	16.5	14						

変更

台帳Ver.9.00.07よりバージョンアップで雇用保険料率を変更しています。

**お手元での変更操作は不要です。**

## Cells給与：健康保険料変更（平成28年3月納入告知分～）

Cells給与では事業所ごとの変更操作が必要です。

事業所を開き、基本情報ボタン→料率と税額タブより

新しい健康保険料率を入力して「一括変更」します。

個人情報で登録されている社会保険料（給与控除分）が変更されます。

社会保険料率や税額の計算方法を設定してください。

健康保険	49.8	/1000	厚生年金	85.6	/1000	雇用保険	5	/1000
介護保険	8.6	/1000	厚生年金基金		/1000			

個人情報に登録された標準報酬月額を基に上記料率で一括変更します。  
変更するデータにチェックを入れて「一括変更」をクリックしてください。

健康保険  介護保険  厚生年金  厚生年金基金

この一括変更では個人情報で登録された標準報酬月額に各社会保険料率を掛けて一括変更を行います。個人情報に登録がない社会保険料は計算されません。例えば標準報酬月額が登録されていても厚生年金がゼロの場合は「健康保険料のみ」を計算します。  
料率が改正された場合は、本機能を使って社員の情報を一括変更できます。

社会保険で円未満の端数を「切り捨てる」（通常は50銭以下切捨て）

源泉所得税の計算方法を選択してください。

源泉徴収額表  電算機計算の特例

変更した場合はクリック

## Cells給与：平成28年度雇用保険料率

事業所ごとの変更操作が必要です。

健康保険料と同様に

料率と税額タブの雇用保険料率を一般は「4」、建設業等は「5」を選択します。

※フォーム上の改正表示年の表記は今後のバージョンアップで修正します。

社会保険料率や税額の計算方法を設定してください。

社会保険・雇用保険の保険料率（本人負担分）を入力して下さい。

健康保険	49.85	/1000	厚生年金	89.14	/1000	雇用保険	5	/1000
介護保険	7.9	/1000	厚生年金基金		/1000			

個人情報に登録された標準報酬月額を基に上記料率で一括変更します。  
変更するデータにチェックを入れて「一括変更」をクリックしてください。

健康保険  介護保険  厚生年金  厚生年金基金

この一括変更では個人情報で登録された標準報酬月額に各社会保険料率を掛けて一括変更を行います。個人情報に登録がない社会保険料は計算されません。例えば標準報酬月額が登録されていても厚生年金がゼロの場合は「健康保険料のみ」を計算します。  
料率が改正された場合は、本機能を使って社員の情報を一括変更できます。

社会保険で円未満の端数を「切り捨てる」（通常は50銭以下切捨て）

源泉所得税の計算方法を選択してください。

源泉徴収額表  電算機計算の特例

変更した場合はクリック

## 台帳：健康保険標準報酬上限等級の追加（平成28年4月分～）

健康保険上限等級が、従来の上限121万から3等級（127万,133万,139万）が追加されました。台帳ではVer.9.00.07から改定後の上限等級に対応しています。

### 新等級対象者の抽出機能

該当者の変更操作は個人ごとにおこないますが、今回の上限等級追加の改正のための専用ツールを別途、ダウンロードにてご用意しています。

台帳MENU(起動画面)右のお知らせ【**新等級対象者の抽出・保険料のお知らせ機能**】からご利用ください。

**台帳MENU Ver.9.00.07**

あ か さ た な は ま やらわ

ソナバー トマレ 村種運送 山中建設

協宝 セルズA 美化進和工業

エスエム 小西電器

江空本州 加藤労務

愛南鋼業

英鈴工業

**お知らせ**

2016/04/08  
新等級対象者の抽出・保険料のお知らせ機能

2016/03/30  
台帳Ver.9.00.07へのアップデート提供開始

2016/02/09  
サポート旧電話番号受付け終了のお知らせ

**サポート情報**

保守契約終了日  
2017/03/31

**上限等級のお知らせ機能はこちらから**

**上限等級の該当者の抽出や台帳個人情報へ新等級更新、保険料のお知らせを作成できます。**

株式会社 ○○建設  
丸山 一郎 様

健康保険標準報酬月額変更のお知らせ

この度、健康保険の標準報酬月額について、現状の上限（121万円）より上3等級区分新たに追加され、その上限額が139万円となります。これに伴い、この上限に付随して新たに標準報酬月額が割り当てられることとなり、保険料も変更されます（5月納入告知）から適用されます。厚生年金の標準報酬月額には変更なく保険料も変更ありません。

**健康保険標準報酬月額上限被保険者リスト**

社員No	氏名	生年月日	年齢	新標準報酬月額	健康保険料	標準報酬月額		報酬月額					
						現在	新						
000003	谷口 平八郎	S33.12.3	58	1330	66,500	1210	1330	1,300,000					
	株式会社 ○○建設					1	1	谷口 平八郎	S33.12.3	58	1210	1330	1,300,000
	株式会社 △△工業					1	1	石井 達也	S39.10.14	52	1210	1390	1,600,000
	有限会社 ××商會					1	1	鈴木 一郎	S53.1.15	38	1210	1270	1,250,000

## 台帳・Cells給与共通：賞与の健康保険料標準賞与額の上限改定

標準賞与額の上限が540万円から573万円に引き上げとなりました。

台帳はVer.9.00.07、Cells給与はVer9.00.07から平成28年3月のバージョンアップで対応しています。

※バージョンアップ後は、平成28年3月改定前の条件で保険料の計算はできなくなります。

## 台帳：平成28年4月からの雇用保険高年齢免除者をリストアップ

4月から新たに雇用保険高年齢免除となる該当者（昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生）をピックアップし、お知らせを作成します。

### 雇用保険高年齢免除者のお知らせ作成

1. 台帳MENU（起動画面）の「検索抽出」または台帳終了時の「リストを更新して終了」ボタンから、あらかじめ該当被保険者リストを更新して最新の状態にしておきます。

台帳MENU Ver.9.00.07

あ か さ た な は ま やらわ

平成28年4月該当の被保険者 (H27.10.21更新による)

事業所	氏名	生年月日	年齢	該当事項	年齢は更新時における年齢で表示しています。
エスエ		S16.4.3	74.6	健康保険資格喪失	
		S26.9.23	64.1	雇用保険高年齢免除	
		S26.7.26	64.3	雇用保険高年齢免除	
		S26.7.22	64.3	雇用保険高年齢免除	
		S26.8.22	64.3	雇用保険高年齢免除	
		S26.4.25	64.3	雇用保険高年齢免除	
		S26.4.3	64.3	雇用保険高年齢免除	
		S26.8.8	64.3	雇用保険高年齢免除	
		S26.4.20	64.3	雇用保険高年齢免除	
		S27.2.6	63.7	雇用保険高年齢免除	
		S26.4.20	64.5	雇用保険高年齢免除	
		S26.7.14	64.3	雇用保険高年齢免除	
		S27.2.28	63.7	雇用保険高年齢免除	

平成28年5月該当の被保険者  
該当者なし

「月次予定データ」に当月「18」件の未処理データが存在します。

台帳終了

お知らせの作成

リストを更新して終了

2. 台帳の終了ボタンから、各事業所の“雇用保険高年齢免除者”がピックアップされていることを確認して「お知らせの作成」に進み、事業所ごとにデータを読み込んでお知らせを作成してください。

平成28年4月該当の被保険者 (H27.10.21更新による)

事業所	氏名	生年月日	年齢	該当事項	年齢は更新時における年齢で表示しています。
		S16.4.3	74.6	健康保険資格喪失	
		S26.9.23	64.1	雇用保険高年齢免除	
		S26.7.26	64.3	雇用保険高年齢免除	
		S26.7.22	64.3	雇用保険高年齢免除	
		S26.8.22	64.3	雇用保険高年齢免除	
		S26.4.25	64.3	雇用保険高年齢免除	
		S26.4.3	64.3	雇用保険高年齢免除	
		S26.8.8	64.3	雇用保険高年齢免除	
		S26.4.20	64.3	介護保険非該当	
		S27.2.6	63.7	雇用保険高年齢免除	
		S26.4.20	64.3	雇用保険高年齢免除	
		S26.7.14	64.3	雇用保険高年齢免除	
		S27.2.28	63.7	雇用保険高年齢免除	

平成28年5月該当の被保険者  
該当者なし

「月次予定データ」に当月「18」件の未処理データが存在します。

台帳終了

お知らせの作成

リストを更新して終了

株式会社 ○凸工作所  
代表取締役 山道 太郎 様  
平成28年4月14日  
社会保険労務士法人セルズ

高年齢労働者に係る雇用保険料免除のお知らせ

64歳以上の高年齢労働者（年度の初日（4月1日）において満64歳以上である者）のうち、任意加入による高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く一般被保険者については、雇用保険に係る保険料が免除されます。

また、これらの高年齢労働者に支払われる賃金は労働保険料の算定基礎となる賃金から除外されます（事業主の負担もありません。）。  
下記の方は4月分給与からの雇用保険料は控除しないでください。

氏名	生年月日	年齢	備考
鳥羽 次郎	昭和26年08月22日	64	
天童 よし子	昭和26年04月25日	65	